

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」の一部改正  
に関する意見公募について

令和6年4月1日から改正精神保健福祉法（以下「法」という。）が施行されることに伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則を改定することを予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、意見の公募を行います。

1 改正の概要

(1) 措置入院に伴う様式の改正

法第29条の6では、措置入院者を入院させている管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、法第29条の7において措置入院者及びその家族等から求めがあった場合等には、地域援助事業者を紹介しなければならないと規定されています。

また、法第40条の3では、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならないと規定されています。

これに伴い、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）に基づき、細則第7条及び第17条に定める書面を改正します。

(2) 医療保護入院の入院手続等に関する様式の改正等

法第33条第1項又は第2項の規定による医療保護入院及び同条第6項の規定による入院期間の更新について、6月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定めた上で入院又は入院期間を更新することが規定されています。

これに伴い、省令第15条の16及び「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）に基づき、細則第13条の一部及び書面の改正、並びに細則第14条を改正し新たに「医療保護入院の入院期間更新届」を規定します。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令」の公布等について（通知）」（令和5年11月27日障精発1127第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、細則第17条に定める第22号様式「医療保護入院者の定期病状報告書」を削除します。

### （3）その他規定の整理

法律条文の整理が行われたことより、条文を引用している規定の改正他必要な改正を行います。

## 2 御意見公募期間

令和6年2月5日（月）から令和6年3月5日（火）まで

## 3 御意見提出方法

次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

### （1）電子メールの場合

電子メールアドレス：kf-seishinhoken@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

意見公募担当 あて

### （2）郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町2丁目22番地 京阪横浜ビル10階

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

意見公募担当 あて

### （3）FAXの場合

FAX番号：045-662-5463

横浜市健康福祉局精神保健福祉課

意見公募担当 あて

## 4 注意事項

（1）いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

5 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局精神保健福祉課意見公募担当 あて

電話番号：045-662-3552

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上